

医療法人康和会 和泉の澤デイサービス赤坂
地域密着型通所介護 及び 第1号通所事業
重要事項説明書 兼 契約書

(重要事項説明の目的)

第1条 医療法人康和会和泉の澤デイサービス赤坂(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された者、あるいは第1号通所事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下「通所」という。)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する利用料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約書は、当施設への提出から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、法改正による変更を除く本契約書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書をもって、繰り返し通所を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- 1 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額の範囲内(下表)で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

| 債権の極度額 | 介護保険負担額の1割の方 | 介護保険負担額の2割の方 | 介護保険負担額の3割の方 |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| 通所利用者 | 100,000 | 200,000 | 300,000 |

- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約書に基づく通所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく通所サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定され、第1号通所事業の適用も受けない場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合(緊急時を除く)
- ③ 利用者及び身元引受人が、本契約書に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し本契約書に基づく通所サービスの対価として、別紙2の利用単位の料金をもとに計算された月の合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、前月利用料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は当該合計額をその月の末日迄に支払うものとします。なお、支払いの方法は口座引落を原則とし、その他については別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の看護師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とします。

(個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(虐待防止)

第 10 条 利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めます。

(感染対策)

第 11 条 感染予防の正しい知識を習得するよう研修を実施します。また、感染症発生時はその対策を適切に行うとともに利用者およびその家族に対し積極的に情報適用を行うものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(緊急時の対応)

第 13 条 当施設は、サービス提供中の利用者の状態が変化し受診が必要と認められる場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 14 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 職員の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 15 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所に対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 17 条 通所の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 18 条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

医療法人康和会 和泉の澤デイサービス赤坂のご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 医療法人康和会和泉の澤デイサービス赤坂
- ・開設年月日 平成21年10月1日
- ・所在地 福岡県飯塚市赤坂859番1
- ・電話番号 0948-83-5151 ファックス番号 0948-83-5200
- ・管理者名 小野山 浩介
- ・介護保険指定番号 第4071802195号
- ・第三者評価の実施状況 無し

(2)和泉の澤デイサービス赤坂の目的と運営方針

事業の目的:この事業は、要支援及び要介護状態等となった方、要支援状態になる恐れが強いと判断された方に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の世話及び機能訓練等の必要な援助を行うことを目的とする。

運営方針:当事業所は、利用者の意思及び人格、立場を尊重したサービスの提供に努めるとともに、明るく家庭的な雰囲気のもと、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び家庭や地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努める。

(3)施設の職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|---------|-----|-----|--------------------------|
| 管理者 | 1以上 | | 施設全体の管理監督 |
| 相談員 | 1以上 | | 通所者の生活相談、指導に関すること |
| 機能訓練指導員 | | 1以上 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止すること |
| 介護職員 | 1以上 | | 通所者の日常生活一般にわたる介護に関すること |

(4)通所定員 10名

2. サービス内容

- ① 各種通所計画の立案
- ② 食事 昼食 12時00分～13時00分
- ③ 入浴
- ④ 看護
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 口腔機能向上指導
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
飯塚病院 福岡県飯塚市芳雄町3-83
- ・ 協力歯科医療機関
アイ歯科医院 福岡県飯塚市枝国495-15

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
 - ・ 面会は事前にご連絡ください
 - ・ 飲酒・喫煙は基本的にお断りしています
 - ・ 火気の持ち込みは禁止します
 - ・ 設備・備品の利用に際しては、損傷等なきようお願いいたします
 - ・ 所持品は必要最小限に留めてください
 - ・ 特に過度な現金・貴重品は持ち込みをお断りします
 - ・ 宗教・政治活動はお断りします
 - ・ ペットの持ち込みは禁止します

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器
- ・ 防災訓練 年2回

6. 要望及び苦情等の相談

- ・ 当施設には相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
要望や苦情などは、担当相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- ・ 行政への苦情等は下記の窓口にお申出下さい。

- ・ 福岡県国民健康保険保険団体連合会 介護サービス相談窓口
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 福岡県国保会館
TEL:092-642-7859 FAX:092-642-7857
- ・ 飯塚市 福祉部 介護保険課 事業所係
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
TEL:0948-22-5500 FAX:0948-25-6214
(内線 1131~1132)
- ・ 福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部(桂川町)
〒820-0606 嘉穂郡桂川町大字土居 360
TEL0948-65-1151 FAX0948-65-4405

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

医療法人康和会 和泉の澤デイサービス赤坂について
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 和泉の澤デイサービス赤坂についての概要

和泉の澤デイサービス赤坂については、要介護者及び要支援者、要支援となる恐れのある方の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

(1)基本料金

介護保険サービスを利用したときは、原則としてサービスにかかった費用の1割(一定以上所得者は2割ないし3割)を利用者が負担します。

$$(\text{所定単位}) \times 10.14 \text{円(飯塚市の単位単価)} \times 0.1(\text{又は } 0.2, 0.3) = \text{利用者負担金}$$

なお、施設サービスを利用する際の食費・日常生活費等の保険外項目は、全額利用者負担となります。

1)地域密着型通所介護費

要介護度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの利用料です。

1ヶ月あたりのご負担額は、総利用単位数に単価を乗じたものから保険請求分を差し引いたものになりますので実際のご負担額は1回あたりのご利用料×回数とは異なる場合があります。

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 2時間以上3時間未満 | 1割 310円 | 356円 | 402円 | 447円 | 494円 |
| | 2割 619円 | 712円 | 803円 | 893円 | 988円 |
| | 3割 928円 | 1,068円 | 1,205円 | 1,339円 | 1,482円 |
| 3時間以上4時間未満 | 1割 422円 | 485円 | 548円 | 609円 | 673円 |
| | 2割 844円 | 970円 | 1,095円 | 1,217円 | 1,345円 |
| | 3割 1,266円 | 1,454円 | 1,643円 | 1,826円 | 2,017円 |
| 4時間以上5時間未満 | 1割 443円 | 508円 | 574円 | 638円 | 705円 |
| | 2割 885円 | 1,016円 | 1,148円 | 1,276円 | 1,410円 |
| | 3割 1,327円 | 1,524円 | 1,722円 | 1,914円 | 2,115円 |
| 5時間以上6時間未満 | 1割 667円 | 787円 | 909円 | 1,028円 | 1,150円 |
| | 2割 1,333円 | 1,574円 | 1,817円 | 2,055円 | 2,300円 |
| | 3割 1,999円 | 2,361円 | 2,726円 | 3,082円 | 3,450円 |
| 6時間以上7時間未満 | 1割 688円 | 813円 | 938円 | 1,064円 | 1,189円 |
| | 2割 1,375円 | 1,625円 | 1,876円 | 2,128円 | 2,377円 |
| | 3割 2,063円 | 2,437円 | 2,814円 | 3,191円 | 3,566円 |
| 7時間以上8時間未満 | 1割 764円 | 903円 | 1,047円 | 1,189円 | 1,331円 |
| | 2割 1,527円 | 1,805円 | 2,093円 | 2,377円 | 2,661円 |
| | 3割 2,291円 | 2,708円 | 3,140円 | 3,566円 | 3,991円 |
| 8時間以上9時間未満 | 1割 794円 | 938円 | 1,087円 | 1,237円 | 1,385円 |
| | 2割 1,588円 | 1,876円 | 2,174円 | 2,474円 | 2,769円 |
| | 3割 2,382円 | 2,814円 | 3,261円 | 3,711円 | 4,153円 |

| 時間延長 | | | | | | |
|--------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 9時間以上10時間未満 | 1割 | 845円 | 989円 | 1,138円 | 1,288円 | 1,435円 |
| | 2割 | 1,690円 | 1,978円 | 2,276円 | 2,576円 | 2,870円 |
| | 3割 | 2,534円 | 2,966円 | 3,414円 | 3,864円 | 4,305円 |
| 10時間以上11時間未満 | 1割 | 896円 | 1,040円 | 1,189円 | 1,339円 | 1,486円 |
| | 2割 | 1,791円 | 2,079円 | 2,377円 | 2,677円 | 2,971円 |
| | 3割 | 2,686円 | 3,118円 | 3,566円 | 4,016円 | 4,457円 |
| 11時間以上12時間未満 | 1割 | 946円 | 1,090円 | 1,240円 | 1,390円 | 1,537円 |
| | 2割 | 1,892円 | 2,180円 | 2,479円 | 2,779円 | 3,073円 |
| | 3割 | 2,838円 | 3,270円 | 3,718円 | 4,168円 | 4,609円 |

○送迎減算(送迎を行なわなかった場合)

1割 -48円/片道

2割 -96円/片道

3割 -143円/片道

2) 第1号通所事業(市町村[広域連合]が独自に行う総合事業)の利用料
「別紙2-2」をご覧ください

3) 加算項目(要介護)

入浴介助加算(Ⅰ)

1割 41円/回

2割 81円/回

3割 122円/回

入浴介助加算(Ⅱ)

1割 56円/回

2割 112円/回

3割 168円/回

若年性認知症利用者受入加算

1割 61円/回

2割 122円/回

3割 183円/回

科学的介護推進体制加算

1割 41円/月

2割 81円/月

3割 122円/月

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

1割 23円/回

2割 45円/回

3割 67円/回

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

所定単位×92/1000/月

(2) その他の料金

1) 食費

450円/回 (非課税)

2) 通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用
(実施地域との境から)

20円/km (税抜)

(3) 利用料等の支払方法

・利用月の末で締めて翌月の15日頃に請求書を送付し末日までに振り込んでいただく方法か、あらかじめ指定していただいた金融機関の口座から、利用月の翌月、金融機関が指定した日に引落す自動振替方法があります。

・なお、金融機関口座自動振替費用は利用者負担となります。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

和泉の澤デイサービス赤坂では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔和泉の澤デイサービス赤坂施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －通所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【利用する個人情報の範囲】

- ・利用者に係る氏名、住所、連絡先等、個人の特定に関わる情報
- ・利用者に係る生活歴、既往歴、心身の状況など上記目的に必要な情報
- ・本契約書に署名のある家族等連帯保証人に係る氏名、住所、連絡先等の情報

和泉の澤デイサービス赤坂利用契約書

和泉の澤デイサービス赤坂を利用するにあたり、

- ・利用重要事項説明書
- ・施設の説明(別紙 1)
- ・料金についての説明(別紙 2、別紙 2-2)
- ・個人情報の利用目的(別紙 3)

以上の書類を受領し、担当者による説明を十分理解し、内容に同意した上で契約します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<身元引受人>

住 所

氏 名

(利用者との関係:)

<身元引受人>

住 所

氏 名

(利用者との関係:)

<施設説明者>

氏 名

和泉の澤デイサービス赤坂

管理者 小野山 浩介 殿

【本重要事項説明書第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

| | |
|-------|-------|
| ・氏 名 | (続柄) |
| ・住 所 | |
| ・電話番号 | |

【本重要事項説明書第 12 条2項緊急時及び第 13 条3項事故発生時の連絡先】

| | |
|-------|-------|
| ・氏 名 | (続柄) |
| ・住 所 | |
| ・電話番号 | |